

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十三号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(支給職)
第二条 (略)
2―3 (略)
4 給与条例第九条の二第一項第四号に規定する職は、行政職給料表及び情報職給料表の適用を受ける職員の職（同給料表の職務の級四級以上に分類されるものを除く。）で情報に関する高度な専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。

別表第一 (第六条関係)

職員の 区分 期間の 区分	1項職員		2項 職員	3項 職員	4項 職員
	1 種	2 種			
1年未満	(略)	(略)	(略)	円 60,000	(略)
1年以上 2年未満	(略)	(略)	(略)	60,000	(略)
2年以上 3年未満	(略)	(略)	(略)	60,000	(略)
3年以上 4年未満	(略)	(略)	(略)	60,000	(略)
4年以上 5年未満	(略)	(略)	(略)	55,000	(略)
5年以上 6年未満	(略)	(略)	(略)	50,000	(略)
6年以上 7年未満	(略)	(略)	(略)	45,000	(略)
7年以上 8年未満	(略)	(略)	(略)	40,000	(略)
8年以上 9年未満	(略)	(略)	(略)	35,000	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

改正前

(支給職)
第二条 (略)
2―3 (略)
4 給与条例第九条の二第一項第四号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員の職で情報に関する高度な専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。

別表第一 (第六条関係)

職員の 区分 期間の 区分	1項職員		2項 職員	3項 職員	4項 職員
	1 種	2 種			
1年未満	(略)	(略)	(略)	円 30,000	(略)
1年以上 2年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
2年以上 3年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
3年以上 4年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
4年以上 5年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
5年以上 6年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
6年以上 7年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
7年以上 8年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
8年以上 9年未満	(略)	(略)	(略)	30,000	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。